平成２９年（フ）第５２４７号
東京都中央区湊２丁目13―７―402
債務者　関　　一寛
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２４９号
東京都板橋区高島平９丁目16―13―902
債務者　西田　順子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２５０号
東京都江戸川区江戸川２丁目31　江戸川二丁目アパート21―1201
債務者　古谷　和子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２５７号
東京都葛飾区高砂３丁目28―８　第三立花荘
債務者　仲泊　昭博
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２５９号
東京都板橋区志村２丁目11―６―107
債務者　長谷川　剛
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３０号
岡山市北区田中117番地101
債務者　奥川　　恵（旧姓藤江・綱嶋）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２１７号
東京都江戸川区谷河内２丁目２―７―401
債務者　宇梶　清美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８７８号
東京都練馬区関町南３丁目４―32―204
債務者　上村　賢太
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０８６号
東京都江東区大島５丁目９―９
債務者　小田木　勉
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３８号
東京都町田市下小山田町2907番地27
債務者　五味渕和人
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３９号
長崎県雲仙市小浜町南本町157番地６
債務者　西脇　信行
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
長崎県雲仙市小浜町南本町157番地６
債務者　西脇　伸子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
長崎県雲仙市小浜町南本町157番地６
債務者　西脇　さよ
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第５２１３号
東京都足立区島根４丁目33―１―304
債務者　高橋加代子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８８号
静岡市駿河区東新田３丁目３番28号
債務者　久保田　優
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２７号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目26番10号ジュビロタウンＢ３
債務者　上畑真由美
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係